

[別紙]

都区のあり方検討委員会運営規程（抄）

平成19年6月12日

19都区協第3号

（傍聴人）

- 第6 会議を傍聴しようとする者は、第5項に定める受付時間内に傍聴許可申請書（別記第1号様式）を提出し、傍聴許可書（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、報道関係者で会長が認める者は、傍聴証（別記第3号様式）の交付を受けて傍聴することができる。
- 3 傍聴人（報道関係者で会長が認めるものを除く。）の定員は30人とする。
- 4 会議を傍聴しようとする者（報道関係者で会長が認めるものを除く。）が傍聴人の定員を超えときは、抽選により傍聴人を決定し、傍聴許可書を交付する。
- 5 傍聴許可申請の受付時間は会議開始時刻の30分前から15分前までの15分間とする。

（傍聴人の入場、係員の指示）

- 第7 傍聴人は、会場に入るときは、傍聴許可書又は傍聴証を係員に示さなければならない。
- 2 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（傍聴できない者）

- 第8 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
- （1） 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
  - （2） 拡声器、無線機の類を携帯している者
  - （3） 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
  - （4） はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
  - （5） 酒気を帯びている者
  - （6） その他、議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

- 第9 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
- （1） 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
  - （2） 騒ぎ立てる等の議事を妨害しないこと。
  - （3） 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の正当な理由がある場合は、この限りではない。
  - （4） 飲食又は喫煙をしないこと。
  - （5） その他会場の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為をしないこと。

（撮影、録音等の許可）

- 第10 傍聴人は、録音、録画又は撮影をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を受

けなければならない。

(傍聴人の退場)

第 11 傍聴人は、次の各号に定める場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が会議を非公開とし、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの規程に違反し、会長が傍聴人の退場を命じたとき。